

高山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例等（議第12号から議第15号まで）の概要について

## 1. 主な改正内容（全ての介護サービスに共通する事項）

### （1）感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組みとして、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施など、必要な措置を講じなければならない。（3年の経過措置期間中は努力義務）

※関係条文（他の事業の条文を当該事業に読み替えて準用しているものについては、「関係条文」欄への記載は省略している。以下同じ。）

- ・高山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第22条の2
- ・高山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第24条の2
- ・高山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「地域密着型サービス基準条例」という。）第77条、第171条
- ・高山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第31条

### （2）業務継続に向けた取組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施など、必要な措置を講じなければならない。（3年の経過措置期間中は努力義務）

※関係条文

- ・指定介護予防支援等基準条例 第20条の2
- ・指定居宅介護支援等基準条例 第22条の2
- ・地域密着型サービス基準条例 第32条の2
- ・地域密着型介護予防サービス基準条例 第28条の2

### （3）ハラスメント対策の強化

職場において行われるハラスメントを防止するため、従業者からの相談に応じ、適切に対応するための体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

※関係条文

- ・指定介護予防支援等基準条例 第20条
- ・指定居宅介護支援等基準条例 第22条
- ・地域密着型サービス基準条例 第32条、第56条、第74条、第123条、第146条、第169条、第187条
- ・地域密着型介護予防サービス基準条例 第28条、第81条

(4) 会議や多職種連携におけるICT（情報通信機器）の活用

各種会議、委員会、協議会等について、テレビ電話等を活用して行うことができる。（利用者等が参加するものについては、利用者等の同意が必要）

※関係条文

- ・指定介護予防支援等基準条例 第32条
- ・指定居宅介護支援等基準条例 第16条、
- ・地域密着型サービス基準条例 第33条、第39条、第40条の2、第77条、第78条、第87条、第117条、第138条、第157条、第158条、第171条、第175条、第182条、第228条
- ・地域密着型介護予防サービス基準条例 第31条、第37条の2、第39条、第49条、第78条

(5) 利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の推進

ア ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意・承諾等のうち、書面で行うものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法により行うことができる。

イ 介護サービス事業者における諸記録の作成、保存等について、書面で行うものについては、書面に代えて、電磁的記録により行うことができる。

ウ 運営規程等の重要事項を記載した書面について、事業所に備え付け、いつでも自由に閲覧できるようにすることにより、掲示に代えることができる。

※関係条文

- ・指定介護予防支援等基準条例 第23条、第35条
- ・指定居宅介護支援等基準条例 第25条、第33条の2
- ・地域密着型サービス基準条例 第34条、第232条の2
- ・地域密着型介護予防サービス基準条例 第32条、第90条の2

(6) 高齢者虐待防止の推進

虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めるなど、必要な措置を講じなければならない。（3年の経過措置期間中は努力義務）

※関係条文

- ・指定介護予防支援等基準条例 第3条、第19条、第28条の2
- ・指定居宅介護支援等基準条例 第4条、第21条、第30条の2
- ・地域密着型サービス基準条例 第3条、第31条、第40条の2、第55条、第73条、第100条、第122条、第145条、第168条、第186条、第210条、第226条
- ・地域密着型介護予防サービス基準条例 第3条、第27条、第37条の2、第57条、第80条

#### (7) 介護保険等関連情報等の収集・活用

高齢者の状態や介護の内容などのデータベースといった介護保険等関連情報等を収集・活用し、計画の作成や、介護の質の向上等に努めなければならない。

※関係条文

- ・指定介護予防支援等基準条例 第3条
- ・指定居宅介護支援等基準条例 第4条
- ・地域密着型サービス基準条例 第3条
- ・地域密着型介護予防サービス基準条例 第3条

## 2. 施行期日

令和3年4月1日（議第13号の一部については、令和3年10月1日）